

緊急地方道路整備工事 工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

1 本工事近接箇所において、今後関連工事が発注されることがある。施工中に関連工事が発注された際には、進入路、資機材置き場、工程等について必要に応じ調整し、関連工事も含め事業が円滑に進捗するよう努めること。

2 施工の制限(対象 有)

河床を利用する工事は非出水期(11月～5月)を原則とし、ベント・登り機橋の設置は非出水期中のみとする。やむを得ず出水期に床版工事等で河床を利用する場合は機動性のあるクレーン等を使用し、出水時には素早く退避するものとする。

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他(対象 有)

本橋梁には占用物件として上流側に美馬市の水道(φ100×1)、下流側に四国電力のケーブル(φ125×3)、美馬市のケーブル(φ50×1)を添架予定である。
これにともなう発注者及び占用者からの協議・依頼がある場合は応じることとし、必要と認められる経費については設計変更の対象とする。

用地 関係

1 施工ヤード(対象 有)

本工事の地組及び架設ヤードは、上流側河床を見込んでいます。また、ヤードの整地は現況河床高程度とすること。

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 作業時間(対象 無)

2 騒音・振動等対策(対象 有)

工事に伴う騒音・振動等については、周辺地域等に影響を及ぼさないように十分配慮するものとし、それに対する処置を監督員の指示により実施する場合がある。

3 濁水対策(対象 有)

河床を利用して施工する際には、濁水が発生しないよう努めること。やむを得ず濁水の発生が見込まれる場合は、沈砂地を設けること等により下流への流出を防ぐこととし、河川環境に配慮した施工とすること。

緊急地方道路整備工事

なお、仮設工を必要とする場合は監督員と別途協議するものとするし、必要と認められる経費については設計変更の対象とする。

4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・低振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

5 六価クロム溶出試験(対象 無)

安全対策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約でできるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 有)

交通整理の必要日数として60日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計120名(交替要員無し)、交通誘導警備員Bを合計180名(交替要員無し)見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

建設副産物

1 仮設盛土材(対象 有)

本工事に使用する土砂は、購入土を見込んでいるが、他工事からの建設発生土の流用が可能となった場合は監督員の指示により流用土の使用を優先するものとし変更対象とする。

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる残土処分場への搬出を見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。また、搬出にあたっては土壌試験を実施するとともに必要書類等を作成し提出すること。

なお、他工事への流用が可能となった場合は監督員の指示によるものとし変更対象とする。

箇所名	土砂の受入れを行っている特定事業場(残土処分場等)
運搬距離	L=5.9km

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥
対象物	○			

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

緊急地方道路整備工事

- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 有)

資機材搬入出等に伴い、現道補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

仮設備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 有)

- 1 施工に際して、出水等に対する仮設物の必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
- 2 異常出水に伴って、仮設構造物の撤去の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

その他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準(案)に[準拠していない。]

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

- 4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

緊急地方道路整備工事

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 有)

1 本工事は、三者会議対象工事とする。

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
ペント基礎	18-8-40BBorN W/C ≤ 60%	50m ³	1回
床版	27-12-25(20)N W/C ≤ 55%	801m ³	2回/日(午前・午後) または100~150m ³ 毎に1回のうち頻度の多い方
地覆・照明灯基礎	24-12-25(20)BB orN W/C ≤ 55%	53m ³	2回
中詰めコンクリート	18-8-25(20)BB orN W/C ≤ 60%	154m ³	4回
踏掛版	24-12-25(20)BB orN W/C ≤ 55%	26m ³	1回
その他①	24-12-25(20)BB orN W/C ≤ 55%	5.6m ³	1回又は品質証明
その他②	18-8-40BBorN W/C ≤ 60%	0.3m ³	1回又は品質証明

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質、規格、性能等(対象 有)

本工事に使用する伸縮装置については、次表の設計条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用する伸縮装置の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	伸縮量	桁遊間	材質	備考
車道部	95mm	200mm	アルミ合金鋳物	
歩道部			鋼製	

緊急地方道路整備工事

12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質,規格,性能等(対象 有)

原則,本工事に使用するLED道路照明灯については,次表の条件を満足するものとし,施工前に設計条件に関する資料等を提出して,使用するLED道路照明灯の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法等
LED道路照明灯	<p>1.「あわ産LED道路照明灯モデル事業」の実証実験により,道路照明灯として性能が確認された製品であること。 または, 2.「とくしまオンリーワンLED製品」として認証された製品であること。 かつ LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(H27.3)に示す,照明灯具技術仕様との適合が確認され,下記条件による性能指標・推奨値を満たすこと。 ＜設置条件＞外部条件C ＜性能指標・推奨値＞平均路面輝度0.5cd/m²,総合均斉度0.4以上, 相対閾値増加15以下,灯具設置高さ10m</p> <p>ただし,以下の理由に該当する場合は,当該資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し,承諾を得なければならない。</p> <p>①当該資材は,需要に見合う供給能力がない。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材を調達できない。」旨の証明書を提出すること。</p> <p>②当該資材の価格と設計単価の価格差が大きい。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上の見積書を提出すること。</p>

13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質,規格,性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 舗装工事(対象 有)

1 本工事の舗装工に使用する各種材料は,次のとおりとする。

工種	区間	瀝青材料	規格	砂散布
基層	車道・路肩部	タックコート	PK-4	無し
表層	車道・路肩部 歩道部	タックコート	PK-4	無し

2 施工途中の交通開放を予定していない。

現場説明書

特記事項6

緊急地方道路整備工事 18 架設機材等の供用日数

架設機材等の供用日数は以下のとおり見込んでいる。

なお、着手前に監督員と施工方法を協議した上で実施するものとし、工法等が変更となる場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

工種	名称	規格	供用日数・月数	備考
ハント設備	ハント設備	2m以上30m以下 (足場有)	73日	
ハント基礎	ハント基礎	鋼板 t=22mm	73日	
桁架設	架設工具	鋼橋	145日	
	発動発電機	ディーゼルエンジン 25KVA	145日	
本締めボルト	仮締めボルト 及びドリフトピン	φ22mm用	102日	
橋梁足場	主体足場	パイプ吊足場	10.8月	
	中段足場		10.8月	
	安全通路		2.1月	
	部分作業床		2.1月	
	朝顔		6.9月	
	床版追加足場		6.9月	
登り棧橋	登り棧橋		4.5月	
敷鉄板	22*1524*6096		31日	

現場説明書

特記事項7

緊急地方道路整備工事

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名：	(TEL: - -)
	(FAX: - -)
① 工事名：	
② 路線名：	
③ 施工場所：	(添付図:位置図・平面図)
④ 施工時期：	令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有: 埋設されております	無: 埋設されていません	
道路管理者	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
上水道	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	

- 注)1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。
 2. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。
 3. 埋設物: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)
 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。
 5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。
 6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

緊急地方道路整備工事

墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日() 時 分	天候		点検者	
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置		
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。				
	作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。				
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1				
	②作業床端部, 開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧				
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。				
	④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。				
足場組立・解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2				
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3				
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3				
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。 足場材の緊結, 取り外し, 受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。				
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき, 滑り, 踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。				
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。 安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。				
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。				

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事
※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場, 張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場, 張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。